

2川厚生会第551号
令和3年1月19日

職員厚生会会員の皆様へ

川崎市職員厚生会事務局

感染予防へのご協力のお願い

平素は、職員厚生会の事業にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和3年1月7日に政府から発出された緊急事態宣言に伴い、本日から緊急事態宣言の終了が予定される2月7日（日）までの間（緊急事態宣言の終了が延期された場合は、それに伴って延長します）、会員の皆様及び厚生会職員の安全を確保する観点から、飛沫感染及び接触感染を避ける為、来所をお控えいただき、通送便や郵送でのお手続きにご協力くださいますよう、よろしく申し上げます。

やむを得ず来所される場合には、必ず筆記用具を持参し、手洗いや手指の消毒、マスク着用のうえ、来所者記録簿への記入をお願いします。

なお、貸付金の申し込みや給付金の申請につきましては、書類に不備がありますと返送または再提出となり、振込に時間を要することがありますのでご了承ください。詳細は、2020福利厚生ガイドに掲載しておりますので、ご確認のうえ、お間違えのないようにお願いします。

職員厚生会事務局
電話 044-200-3451